平成15年10月1日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第22号

最新改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)の臨時職員の雇用条件については、労働基準法(昭和22年法律第49号)及びこれに基づく命令の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(勤務時間等)

第2条 臨時職員の勤務時間及び休憩時間は、機構の職員の勤務時間及び休憩時間と同様とする。ただし、業務 の性質等により別段の定めをすることを妨げない。

(賃金の種類)

第3条 臨時職員の賃金は、時給制とし、個別の契約書にて定めた年次有給休暇を取得する場合を除き、勤務しない期間については給与を支給しない。

(賃金の支払日)

第4条 臨時職員の賃金の支払日は別途定めるものとする。

(就業規則の準用)

- 第5条 次の各号については、就業規則(独立行政法人日本貿易振興機構規程第7号)(以下「規則」という。)又はアジア経済研究所就業規則(独立行政法人日本貿易振興機構規程第8号)(以下「研究所規則」という。)の規定を準用する。
 - 一 職務の遂行(規則第2条)又は服務(研究所規則第3条)
 - 二 届出事項(規則第4条)又は人事上の届出義務(研究所規則第6条)
 - 三 休日 (規則第6条又は研究所規則第9条)
 - 四 時間外勤務及び休日勤務(規則第7条)又は超過勤務等(研究所規則第9条の2)
 - 五 勤務時間の変更 (規則第8条又は研究所規則第8条第2項)
 - 六 出勤、早退、欠勤等及び年次休暇への振替(規則第15条、第16条、第17条、第19条又は研究所規則第14 条)
 - 七 保健衛生に関する協力の義務及び感染症の届出等保健衛生(規則第38条及び第39条)又は安全及び衛生 (研究所規則第31条、第31条の2及び第32条)
 - 八 採用時の提出書類(規則第25条又は研究所規則第22条)
 - 九 損害賠償(規則第36条又は研究所規則第39条)
 - 十 災害補償(規則第8章又は研究所規則第6章)
- 2 前項以外の臨時職員の服務については、労働基準法(昭和22年法律第49号)、育児休業介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第766号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57 号)その他関連する法令の定めるところに従う。

(交诵費)

第6条 臨時職員に対しては、職員の通勤手当支給に関する内規(独立行政法人日本貿易振興機構内規第30号) を準用して算出した交通費を勤務した日数に応じて支給することができる。

(倫理規程の適用)

- 第7条 臨時職員に対しては、倫理規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第47号)を適用する。
- 2 前項倫理規程第15条第一号及び第16条第五号の秘密保持については機構を退職した後も適用する。 (懲戒)

- 第8条 臨時職員が倫理規程に違反し、又は業務上の業務の履行を怠った場合は、その軽重に従い次の懲戒を行う。
 - 一 けん責 始末書を徴して戒告する。
 - 二 減 給 1回の額が平均賃金の1日分の半額以内を減給する。
 - 三 停 職 3ヵ月以内とし、その間の給与を支給しない。
 - 四 懲戒解雇
- 2 懲戒処分に至らない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときに、訓告または厳重注意を行うことがある。

(懲戒手続き)

第9条 懲戒は、懲戒委員会の議を経て行う。懲戒委員会の構成、招集の方法その他懲戒委員会に関する事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。